

2久民子第 131 号  
令和 2 年 5 月 19 日

児童手当受給者 各位

久 御 山 町

## 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の 給付についてのお知らせ

このたび、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月 20 日閣議決定)において、児童手当(特例給付は対象外)を受給する世帯に対し、対象児童一人あたり1万円を給付することが決定されました。

これを受けて、久御山町でも、支給対象者の皆様に本給付金の支給を開始します。

### 記

支給対象 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者

申請方法 本給付金の支給を受けるにあたっては、特に申請は必要ありません。

※給付を辞退される場合は、届け出が必要です。

※児童手当でご指定の口座を既に解約等している場合は、下記までご連絡下さい。

支給時期 令和2年6月 15 日(金)(予定)に児童手当でご指定の口座に支給します。

詳しい概要につきましては、別紙「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内」及び「支給に当たっての注意事項」をご覧ください。

#### 〈問い合わせ先〉

〒613-8585 久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地

久御山町 民生部 子育て支援課

TEL 075-631-9904/0774-45-3905

FAX 075-632-5933